

## 第2項 主要な改訂点

### A. 一般原則について

1. 事業所の定義 同一の貸金台帳と経営諸帳簿を有する単位を事業所とする原則には変更はないが調査実施上の便宜を考慮して、(イ)同一区画，同一構内をもつて一事業所とする取扱いを重視することとし，また，(ロ)家庭の一部で仕事がおこなわれている場合や，農家漁家が同一場所で二種類以上の経済活動をおこなっている場合の取扱いを明確にした。なお，(ロ)の場合には，個々の調査の調査目的に則してその取扱いを具体的に決定できるような余裕をもたせることにした。
2. 分類適用の単位 運輸業の大部分および電気，ガス，水道業においては事業所を分類の単位とせず，会社ごと一括して分類の単位とする例外的な取扱いをしていたが，今回はこれらの産業においても原則として事業所ごとに分類の単位とすることに改めた。
3. 付随事業所 もつばら主事業所のために経済活動をおこなう付随事業所の産業は，主事業所と同じ産業に分類されるというのが従来の取扱いであった。しかし付随事業所とみなすべき範囲は必ずしも明確でなかったため，今回は従来の取扱いをやめて，事業所の産業は事業所ごとにそのおこなう経済活動の種類によって決定することとした。ただし，この取扱いについても，個々の調査目的に応ずる別個の取扱いをとることとし，その取扱い方を明確にした。
4. その他 「公務の範囲と単位」「個人を対象とする調査への適用」「その他」の各項を一般原則の中につけ加えて，適用と理解の便宜をはかった。

### B. 大分類および中分類の段階における変更

1. 電気，ガス，水道業を大分類として独立させた。

旧	新
大分類J—運輸通信及びその他の公益事業	大分類J—運輸通信業 大分類K—電気，ガス，水道業（中分類項目は1つ増えて3項目となった）

2. 中分類項目の新設

- (イ) 大分類E—建設業 設備工事業を新設した。電気工事業，管工事業などを内容とするものであり，大部分が旧中分類17—職別工事業に分類されていたものである。

旧	新
16 総合工事業	15 総合工事業
17 職別工事業	16 職別工事業（設備工事を除く）
	17 設備工事業

- (ロ) 大分類F—製造業 旧中分類33—第一次金属製造業を鉄鋼業と非鉄金属製造業との二つの中分類に分離した。

旧	新
33 第一次金属製造業	31 鉄鋼業 32 非鉄金属製造業

- (ハ) 大分類G—卸売業，小売業 家具，建具，什器小売業を旧中分類49—その他の小売業からとり出して新設，旧中分類47—石油小売業を新49—その他の小売業に編入した。

旧	新
47 石油小売業	48 家具，建具，什器小売業
49 その他の小売業	49 その他の小売業

(ニ) 大分類Lサービス業 三つの中分類を新設した。

新

- 94 その他のサービス業
  - 941 清掃業
  - 942 住宅、建物サービス業
  - 943 集会場
  - 944 と畜場
  - 949 他に分類されないサービス業
- 95 在日外国公務
  - 951 在日外国公館
  - 959 その他の在日外国公務

3. 農林水産業等協同組合

分類単位	旧 事業所	新 事業所
分類する箇所	05 農業的サービス業 その他主要な事業活動によつてそ れぞれの箇所に分類	主要業務を容易に決定し得るもの はそれぞれに分類。その他は83対 事業所サービス業に分類

4. 試験農業（農事試験場、学校農場など）

旧	新
02 非商品生産農業	93 非営利的団体

5. 大分類D一鉱業 小分類以下の構成を、主として日本標準商品分類の構成に準じて大きく変更した。

6. 中分類間の移動

	旧	新
硫化鉄鉱業	13 非金属鉱業	10 金属鉱業
天然アスファルト鉱業	13 非金属鉱業	12 原油、天然ガス鉱業

7. 鉱山の試掘を請負う事業所

旧	新
90 他に分類されない専門サービス業	大分類一D鉱業

8. 総合工事業の構成

旧	新
161 屯建設業（道路建設業を除く）	151 一般土木建築工事業
162 道路建設業（高架道路を除く）	152 土木工事業（ほ装、しゆんせつを除く）
163 建物建設業	153 ほ装工事業
注 以上いずれも細分類で国営、公 営、民営を区分	154 しゆんせつ工事業
	155 建築工事業（木造建築を除く）
	156 木造建築工事業
	157 国営工事業
	158 公共工事業（国営を除く）

9. 国、地方公共団体がおこなう建設工事

旧	新
直営工事をおこなう事業所は建設業	工事事務所があればその範囲を建設業、工事事務所がなくとも直営工事をおこなつていれば、その範囲を建設業

10. 土地改良区、水害予防組合、その他の団体がおこなう建設工事

旧	新
直営工事をおこなう事業所は建設業	工事事務所があればその範囲を建設業、工事事務所がなくても直営工事をおこなつていれば建設業

11. 自家用の建設事業所

旧	新
建設業とはしない	主として修繕工事をおこなう事業所以外は建設業とする

12. 以下の産業についてはつぎのように取扱うことにする。

(イ) 板金工事業

注文をうけて板金工事用の製品を製作し取付けるもの…建設業

(ロ) ガラス工事業とガラス屋

取付け工事にのみ従事するもの……………建設業

ガラスを販売し、また販売したガラスの取付工事をおこなうものについては

板ガラスの販売額が多いもの……………卸売業

ガラス器の販売額が多いもの……………小売業

(ハ) 木製建具工事業と建具屋

取付け工事にのみ従事するもの……………建設業

製造し卸売するもの（取付けを含む）……………製造業

製造し小売し取付けるもの

個人の注文によつて製造し取付けるもの } ……小売業

(ニ) 畳屋

修理と小売を行うもの……………小売業

修理専門のもの……………修理業

(ホ) 表具屋……………サービス業

(ヘ) 塗装業

製造行為の一過程として塗装をおこなうもの……………製造業

修理のために塗装をおこなうもの……………サービス業（自動車修理業など）

建築物などに塗装をおこなうもの……………建設業

看板屋（看板書き業および簡単な加工をおこなうものを含む）…サービス業

13. つぎのものは製造行為とみなすこととした。

	旧	新
牛乳の殺菌	×	○
びん詰	×	○ 気密容器のびん詰

14. と殺業の取扱

旧	新
20 食料品製造業	94 その他のサービス業

15. 中分類の名称変更

22 紡織業→20 繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）

16. メリヤス製造業およびメリヤス製品製造は一括して204メリヤス製造業に分類する。

	旧	新
購入したメリヤス地から外衣、手袋、下着を製造するもの	23 衣服及び身廻品製造業	20 繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）

17. 帽子製造業

	旧	新
生地から一貫して製造するもの 帽体を購入し製造するもの	22 繊維業	いずれも 21 衣服、その他の繊維製品製造業
	23 衣服及び身廻品製造業	

18. 畳製造業，麦藁帽子，パナマ類帽子製造業，藁工品製造業

旧	新
22 繊維業または 23 衣服及び身廻品製造業	39 その他の製造業

19. 脱脂綿，ガーゼ，ほう帯製造業

旧	新
384 医療機械器具及び医療用附属品製造業	20 繊維工業（衣服，その他の繊維製品を除く）

20. 中分類の名称変更

26 紙及び類似品製造業 → 24 パルプ，紙，紙加工品製造業

21. 記入簿及び罫紙製造業

旧	新
27 印刷，出版及び類似産業	24 パルプ，紙，紙加工品製造業

22. セロファン製造業

旧	新
28 化学工業	24 パルプ，紙，紙加工品製造業

23. パルプ，紙，紙加工品製造業の構成（小分類項目）

旧	新
261 パルプ，紙及び板紙製造業	241 パルプ製造業
262 加工紙製造業	242 紙製造業
263 紙袋及び封筒製造業	243 加工紙製造業
264 板紙製容器及び箱製造業	244 紙製品製造業
269 他に分類されないパルプ製品及び各種紙工品製造業	245 紙製容器製造業
	249 その他のパルプ，紙，紙加工品製造業

24. 中分類の名称変更

27 印刷，出版及び類似産業 → 25 出版，印刷，同関連産業

25. 中分類の名称変更

32 ガラス及び土石製品製造業 → 30 窯業，土石製品製造業

26. 電気産業用炭素および黒鉛製品製造業

旧	新
36 電気機械器具製造業	30 窯業，土石製品製造業

27. ほうろう鉄器製造業，ほうろう引製品製造業

旧	新
34 金属製品製造業	30 窯業，土石製品製造業

28. 鉄鋼業の構成（小分類項目）

旧	新
331 製鉄、製鋼及び圧延業	311 高炉による製鉄業
332 鉄鋼鋳造業	312 高炉によらない製鉄業
333 その他の鉄鋼第一次製品製造業	313 製鋼および圧延業
	314 製鋼を行わない鋼材製造業(めつき鋼材を除く)
	315 めつき鋼材製造業
	316 鍛鋼、鋳鋼製造業
	317 鉄鉄い物製造業
	319 その他の鉄鋼業

29. 非鉄金属製造業の構成(小分類項目)

旧	新
334 非鉄金属の第一次製煉及び精錬業	321 非鉄金属第一次製煉、精錬業
335 非鉄金属及びその合金の第二次製煉及び精錬業	322 非鉄金属、同合金第二次製煉、精錬業
336 非鉄金属の圧延、伸線及び合金製造業	323 非鉄金属圧延、伸線、同合金製造業
337 非鉄金属鋳物製造業	324 非鉄金属い物製造業
338 その他の非鉄金属第一次製造業	325 電線、ケーブル製造業
	329 その他の非鉄金属製造業

30. 電線、ケーブル製造業の取扱い

	旧	新
購入した棒線材から電線引抜きをおこなうとともに絶縁電線の製造をおこなうもの	33 第一次金属製造業	32 非鉄金属製造業
購入した裸線から絶縁電線の製造をおこなうもの	36 電気機械器具製造業	32 非鉄金属製造業

31. めつき鋼板製造業

旧	新
34 金属製品製造業	31 鉄鋼業

32. 洋食器の取扱い

	旧	新
貴金属製	39 その他の製造業	39 その他の製造業
金属めつき製	39 その他の製造業	33 金属製品製造業
その他のもの(金属製)	34 金属製品製造業	33 金属製品製造業

33. 照明器具製造業

	旧	新
電気照明器具	34 金属製品製造業	35 電気機械器具製造業
その他の照明器具	34 金属製品製造業	33 金属製品製造業

34. ボイラー製造業

旧	新
34 金属製品製造業	34 機械製造業(電気機械器具を除く)

35. 炭車、鋸車、蓄電池運搬車、トロツコ製造業

旧	新
35 機械製造業	36 輸送用機械器具製造業

36. 電気冷蔵庫, 電気洗濯機製造業

旧	新
35 機械製造業	35 電気機械器具製造業

37. 精密測定工具

旧	新
35 機械製造業	37 計量器, 測定器, 測量機械, 医療機械, 理化学機械, 光学機械, 時計製造業

38. 消火器具, 消火装置製造業

旧	新
39 その他の製造業	34 機械製造業(電気機械器具を除く)

39. 音盤製造業

旧	新
36 電気機械器具製造業	39 その他の製造業

40. 中分類の名称変更

38 医療機械, 理化学機械, 写真機, 光学機械器具及び時計製造業 → 37 計量器, 測定器, 測量機械, 医療機械, 理化学機械, 光学機械, 時計製造業

41. 中分類 37 計量器, 測定器, 測量機械, 医療機械, 理化学機械, 光学機械, 時計製造業の構成(小分類項目)

旧	新
381 理化学用及び工学用機械器具製造業	371 計量器, 測定器, 試験機製造業
382 機械的測定用機械器具及び試験機製造業	372 測量機械器具製造業
383 光学機械器具及びレンズ製造業	373 医療機械器具, 同付属品製造業
384 医療機械器具及び医療用付属品製造業	374 理化学機械器具製造業
385 眼鏡製造業(枠を含む)	375 光学機械器具, レンズ製造業
386 写真機及び映画用機械器具製造業	376 眼鏡製造業(わくを含む)
387 時計及び時計部分品製造業	377 時計, 同部分品製造業
388 度量衡器製造業	

42. 製造と修理の関係 ○印は製造業に分類することを示す。

	旧	新
(イ) 船舶修理	○	○
(ロ) 鉄道車両修理工場が鉄道車両を新造する場合	○	○
(ハ) 鉄道車両の再建造または改造	×	○
(ニ) 飛行機のオーバーホール	×	○
(ホ) 各種機械部分品の製造修理	○	○
(ヘ) 自動車修理	×	×
(ト) 機械修理	×	○

(部品, 付属品を製造し修理するものに限る)

43. 修理と小売をあわせ営む事業所の産業

旧	新
修理と小売のうち収入の多い方に分類	修理業者のみ修理業に分類，他は小売業に分類 (例) 時計屋，くつ屋，自転車屋

44. 木材，セメント，板ガラス，瓦などの建築材料，自動車とその部分品，付属品，ガソリンスタンド……これらの販売業者の産業

旧	新
卸売か小売か収入の多い方に分類	卸売業に分類

45. 中分類の名称変更

- (イ) 40 一般卸売業 → 40～41 卸売業
  - (ロ) 41 特殊卸売業 → 42 代理商，仲立業
- (内容変更については以下51までを参照)

46. 鉱工業会社の販売支所，販売事務所

旧	新
41 特殊卸売業	40～41 卸売業

47. 鉱工業会社の卸売を主とする本社，本店

旧	新
41 特殊卸売業	会社全体の主たる事業によつて分類する

48. 食糧事務所

旧	新
41 特殊卸売業	大分類M公務

49. 農産物集荷業

旧	新
41 特殊卸売業	40～41 卸売業，または 42 代理商，仲立業

50. 中分類の名称変更

- 46 路上運搬機小売業 → 47 自転車，荷車小売業

51. 中古衣服小売業

旧	新
43 織物，衣服及び身廻品小売業	49 その他の小売業

52. 資金運用部

旧	新
50 銀行及び信託業	大分類M公務

53. 休業中又は清算中の金融機関 旧大分類H金融及び保険業において，3中分類(旧50.51.52)にわたつて，特掲されていたのを削除

54. 信用保証協会

旧	新
55 保険業	53 補助的金融業，金融付帯業

55. 相場案内業

旧	新
54 証券業及び商品取引業	81 対個人サービス業

56. 貸家業は不動産業に、貸間業はサービス業に分類されることは旧分類どおりであるが、両者の区別を「独立して家庭生活を営むことができるような炊事用排水設備」の有無によつておこなうこととした。

57. 映画館、劇場、運動場などを賃貸する事業所

旧	新
大分類I 不動産業	大分類L サービス業

58. 各種会館（講演会、展示会、集会、宿泊などに利用されるもの）の取扱いを明確にした。

93 非営利的団体  
94 その他のサービス業 } のいずれかに分類される。

59. 公団の取扱い

- (イ) 日本住宅公団 …………… 59 不動産業
- (ロ) 日本道路公団 …………… 67 運輸に付帯するサービス業
- (ハ) 農地開発機械公団 …………… 15 総合工事業
- (ニ) 愛知用水公団、森林開発公団 …… 83 対事業所サービス業

60. 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業の分類の単位（再説）

旧	新
(イ) 国有鉄道(自動車連絡船を含む) (ロ) 地方鉄道、軌道(自動車部門を含む) (ハ) 道路旅客運送 (ニ) 道路貨物運送 (ホ) 水運 (ヘ) 航空運輸 以上の運送活動とそれに直結する部門を一括して分類の単位とする	経済活動のおこなわれる場所または機関ごとに分類の単位とする

61. 国有鉄道が経営する自動車運送事業所

旧	新
60 鉄道業(地方鉄道業及び軌道業を除く)	62 道路旅客運送業 または 63 道路貨物運送業

62. 地方鉄道および軌道業が経営する自動車運送事業所

旧	新
61 地方鉄道業及び軌道業	62 道路旅客運送業 または 63 道路貨物運送業

63. 中分類の名称変更

60 鉄道業(地方鉄道及び軌道業を除く) → 60 国有鉄道業

64. 汚物清掃運搬業

旧	新
63 道路貨物運送業	94 その他のサービス業

65. 自家用倉庫

付随事業所の取扱いを改めた(Aで既述)ことにともなつて、新66倉庫業の小分類項目とし



て664自家用倉庫を新設した。

66. 汚物掃除業

旧	新
71 水道業及び衛生業	94 その他のサービス業 (下水道業でないもの)

67. 中分類の新設と名称変更(一部既述)

旧	新
70 熱, 光及び動力供給業	70 電気業
71 水道業及び衛生業	71 ガス業
	72 水道業

68. 中分類の名称と内容の変更

旧	新
82 家事使用人を使用する世帯  (説明) 普通家事用務とみなされる職業に従事するもの, たとえばコック, 女中, 家令, 庭師, 番人などを雇っている個人の世帯をいう。本分類には大分類A農業に分類される農業の世帯を含まない。	82 家事サービス業  (説明) 女中, 下男, 家政婦, 派出婦など個人の家庭に使用されて家事用務に従事するものが分類される。

69. 中分類の名称変更

87 映画以外の興行娯楽, 劇場及び付随事業 → 87 娯楽業(映画を除く)

70. 中央卸売市場, へい獣処理場

94 その他のサービス業に分類することとした。

71. 清掃業, 消毒, 害虫駆除業

旧	新
83 対事業所サービス業	94 その他のサービス業

72. 在日外国公務

旧	新
90 他に分類されない専門サービス業	95 在日外国公務

73. 俳優業, 落語業

旧	新
90 他に分類されない専門サービス業	87 娯楽業(映画を除く)

74. 賃加工業の取扱い

業者から委託をうけるもの …………… 製造業

家庭消費者から委託をうけるもの …………… サービス業

(備考) この分類を通じて, 農林漁家にたいする販売または賃加工サービスの提供は, 一般消費者世帯にたいするものと同様に取扱うこととした。

D (付) 分類項目数の比較

3-22改訂(1959)

5-22改訂(1963)

旧					新				
大分類	中分類	小分類	細分類		大分類	中分類	小分類	細分類	
A	農業	3	12	12	A	農業	3	12	12
B	林業及び狩猟業	2	5	6	B	林業, 狩猟業	2	5	6
C	漁業及び水産養殖業	2	5	17	C	漁業, 水産養殖業	2	5	17
D	鉱業	4	20	57	D	鉱業	4	22	95
E	建設業	2	12	32	E	建設業	3	22	48
F	製造業	21	151	452	F	製造業	22	155	526
G	卸売及び小売業	9	44	95	G	卸売業, 小売業	9	42	127
H	金融及び保険業	7	27	68	H	金融, 保険業	7	21	69
I	不動産業	1	4	9	I	不動産業	1	5	9
J	運輸通信及びその他の公益事業	11	34	66	J	運輸通信業	9	32	70
K	サービス業	14	75	138	K	電気, ガス, 水道業	3	4	8
L	公務	2	2	2	L	サービス業	16	84	161
M	分類不能の産業	1	1	1	M	公務	2	2	2
N					N	分類不能の産業	1	1	1
合計	13	79	392	955	合計	14	84	412	1,151